

第3章 都市づくりの方針

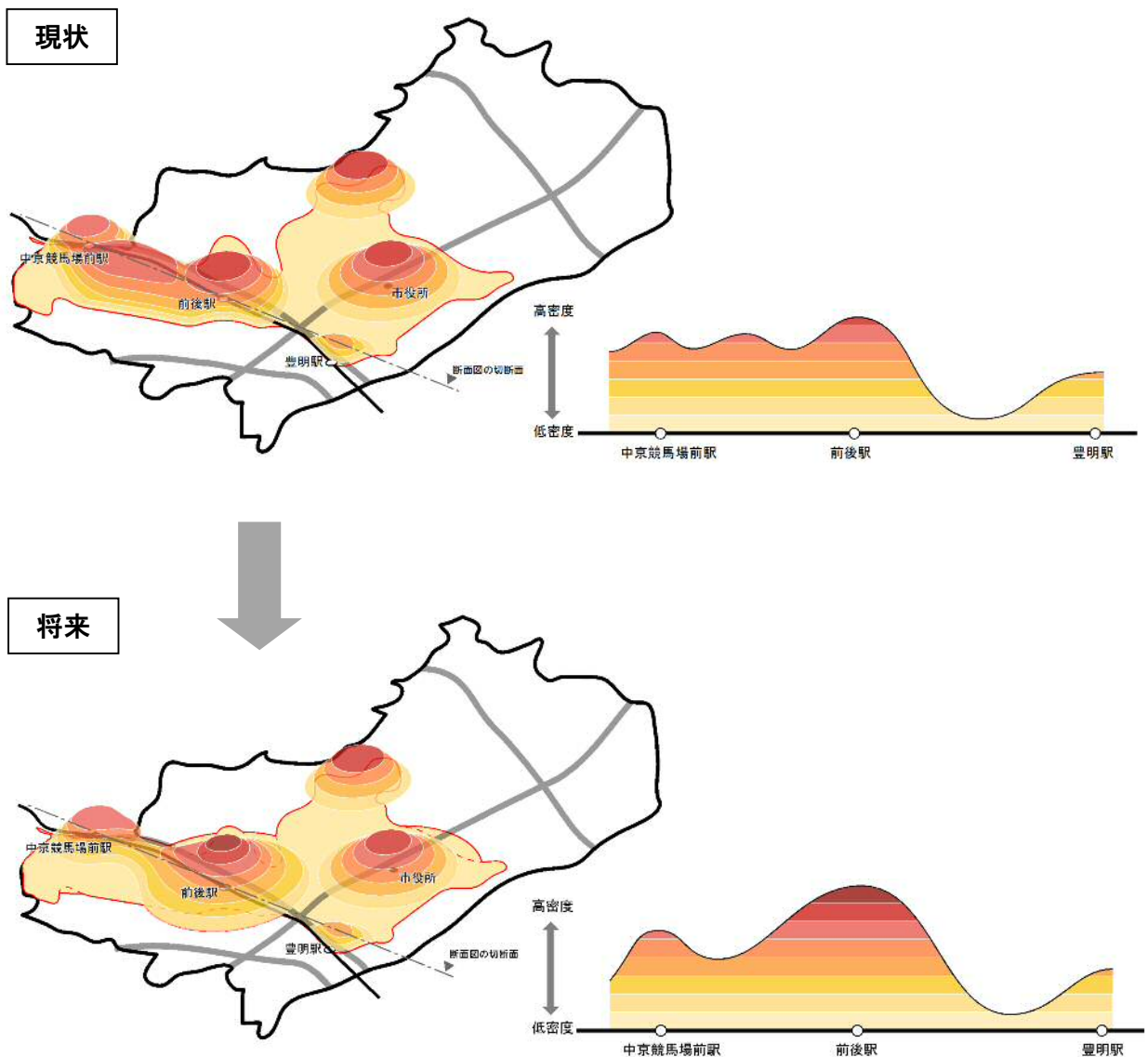
1 土地利用の方針

1-1 基本的な考え方

本市では、市域を取り巻くように良好な農地や豊富な自然を有する緑地が広がり、それによってコンパクトにまとまった市街地が形成されています。

今後も、こうしたコンパクトな市街地を守り、市民の暮らしやすさを高めていくと同時に豊富な自然資源や歴史文化資源を有効に活用して都市の魅力を高め、質の高い都市生活と活発な交流活動が生み出される都市を形成していきます。その上で、目標とする将来人口の達成に向け、市街地内に残る低未利用地の宅地化を促進し、適切な人口密度の維持・確保を図るとともに、都市と自然との調和に配慮しながら、鉄道駅等の拠点の利便性が享受できる地区を基本に区域区分の見直しを行い、若年・子育て世代の市外転出を抑制できるよう計画的に新たな市街地の形成を図ります。

図 人口密度配置の概念図



市街化区域では、市民の健康と生きがいづくりを支えるとともに、自家用車に過度に依存せず、歩いて暮らしやすい生活圏の形成をめざし、居住機能や商業・医療・福祉などの都市機能の適正な配置・誘導を図るため、現在の用途地域を基本としながら、土地利用の方針に基づき、必要に応じて見直しを行い、土地利用の適正な規制・誘導を図ります。

市街化調整区域では、都市機能の分散や無秩序な市街化を抑制するため、開発を適切に規制・誘導し、一団の優良農地や森林等の保全を図ります。

1-2 市街化区域

(1) 住居系土地利用

① 住宅地区

沓掛地区（二村台）、中部地区及び西部地区をはじめ、土地区画整理事業により都市基盤施設が整備され、低層戸建住宅が多く立地する住宅地区においては、引き続き、現在の土地利用を維持し良好な居住環境を保全するとともに、日常生活に必要な施設が立地する住宅地の形成を図ります。

中京競馬場前駅南側の栄町南館など都市基盤施設が未整備な低層戸建住宅地では、都市基盤施設の改善を図りつつ、現在の土地利用を維持し、安全で快適に暮らせる住宅地の形成を図ります。

中高層住宅が主体の豊明団地においては、今後も周辺環境と調和した良好な居住環境を有する中高層住宅地として維持・保全するとともに、若い世代の居住を促進し、世代間バランスを確保することにより、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

② 複合住宅地区

幹線道路の沿道をはじめ、住宅を主体としながら、商業施設や公共施設等が立地する複合住宅地区では、今後も住環境に与える影響の大きい用途や形態の建物の立地を抑制し、居住環境との調和を図りながら、多様な用途が共存する住宅地の形成を図ります。

なお、豊明駅北側の阿野町など都市基盤施設が未整備な地区では、都市基盤施設の改善を図るとともに、低層戸建住宅を主体とした土地利用を図ります。

③ 沿道住宅地区

(都)瀬戸大府東海線及び(都)国道1号東線沿いの沿道住宅地区においては、周辺の住宅地の居住環境に配慮しながら、中高層住宅や近隣住民の日常生活を支える様々な生活利便施設の立地を促進し、利便性の高い住宅地の形成を図ります。

主な施策・事業

- 適正な土地利用を図るため、用途地域の見直しを進めます。
- 良好な居住環境の保全・創出を図る地区では、地域住民とともに、建物の用途や形態の規制・誘導、敷地の細分化防止等を目的とした地区計画制度の活用について検討します。
- 住宅地区及び複合住宅地区において地区内への中高層住宅の立地等により住環境へ与える影響が懸念される場合には、建物の高さの規制・誘導方策を検討します。
- 豊明団地では、UR 都市機構による住宅ストックの再生・リノベーションと連携して、若年世代の移住・定住を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 日常的な生活が充足できる身近な生活圏の形成に向け、既存の店舗等の維持・利用増進に加え、コミュニティ活動の拠点づくりや地域の集会所等の活用、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える地域包括支援センターや地域医療連携センターの整備等を進めます。
- 都市基盤施設が未整備な地区では、建物の機能更新にあわせた狭あい道路の解消、土地区画整理事業や地区計画制度の活用による道路・公園等の都市基盤施設の整備を進めます。

(2) 商業系土地利用

① 中心商業地区

都市拠点となる前後駅周辺においては、本市の玄関口にふさわしい活気とにぎわいある拠点の形成や公共交通の利用促進をめざし、市内外からの利用が見込まれる商業・医療・福祉施設のほか、教育・文化施設など様々な都市機能の集積を図ります。

また、都市機能の集積を支えるため、商業・医療・福祉施設等と連携した集合住宅など、居住ニーズに対応した多様な住宅の立地を促進し、居住人口の集積を図ります。

② 商業業務地区

都市拠点となる豊明市役所周辺のうち(都)瀬戸大府東海線沿道においては、近隣住民が利用する生活利便施設の立地を促進し、周辺に立地する既存の行政・サービス機能とともに、市民の暮らしやすさの向上を図ります。

③ 近隣商業地区

豊明駅周辺、豊明団地のセンター地区等においては、近隣住民の暮らしやすさを確保するとともに、自家用車への過度な依存の低減（移動距離の低減）を図るため、身近な生活圏を想定した生活利便施設が立地する商業地の形成を図ります。

特に、豊明駅周辺では、生活利便施設に加え、花き市場に近接するといった特徴を活かした集客・交流機能の誘導を検討します。

主な施策・事業

○商業系用途地域(商業地域、近隣商業地域)に見合った都市機能の立地誘導を図ります。

○地区内にみられる低未利用地については、地権者意識の啓発や民間活力の誘導等に努めます。

○前後駅及び豊明駅周辺では、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業などの整備手法と実現に向けた課題等の検討を行います。

○空き店舗の活用に向けた取組みを支援します。

(3) 工業系土地利用

① 住工複合地区

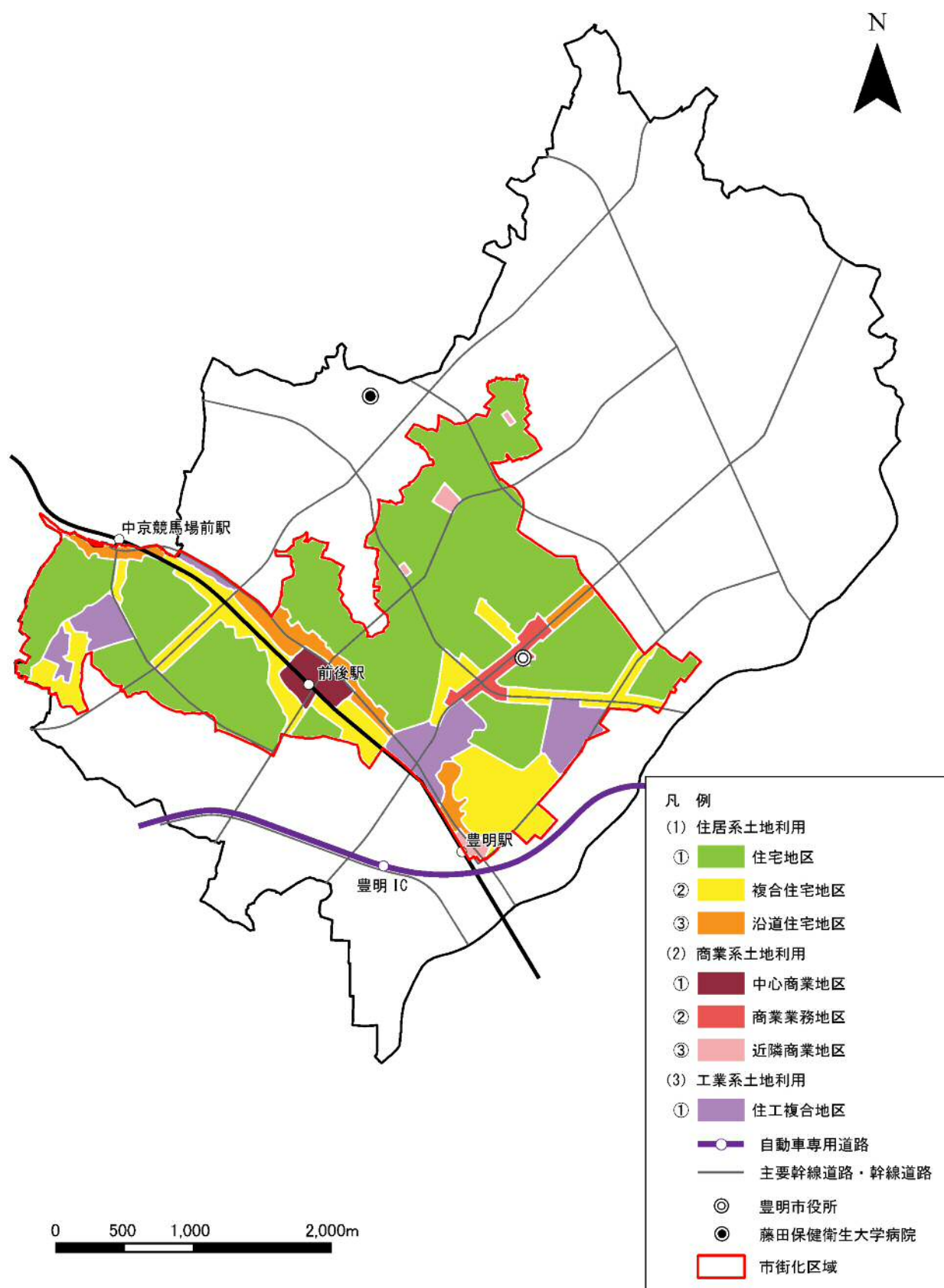
工場や物流施設等と住宅が併存する工業地のうち、工場が主体となっている(都)国道1号東線と(都)瀬戸大府東海線が交差する周辺の工業地では、引き続き、既存の住宅との調和に配慮しながら、工業系主体の土地利用を維持し、本市の活力をひき出す工業地の形成を図ります。

その他の工場や物流施設等と住宅が併存する工業地においては、居住環境・操業環境双方の悪化を防止することにより、住む人が住みやすく、働く人が働きやすい土地利用を維持・創出します。

主な施策・事業

- 住宅としての土地利用が主体となっていくなど今後の土地利用動向に大きな変化がみられる地区では、長期的な視点で今後の土地利用のあり方について検討します。
 - 工場跡地等の空地が発生した場合は、都市構造上の観点から、周辺市街地の環境に配慮した土地利用規制を検討します。
 - 公害の防止に向けた規制強化や緑化促進などの環境対策を検討します。
 - 新たな産業用地確保の検討とあわせ、中小規模の工場等の移転を促進し、住工混在の解消に努めます。
-

図 土地利用方針図（市街化区域）



1-3 市街化調整区域

(1) 農地

本市北部から東部にかけての境川沿いに広がるまとまった優良農地については、新たに計画的な市街地形成を図る地区（土地利用検討地区）との調整を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、保全を図ります。

また、農業振興等の観点で重要な役割を担うその他の農地については、保全に努めるとともに、農産物直売所の整備等を検討します。

主な施策・事業

- 防災上の観点からも重要な役割を担う一団の優良農地については、現在の農用地区域の指定を継続します。
- 農業の担い手の育成や農業基盤の充実による生産性の向上を図り、農地を有効に活用します。
- 農業の経営環境の改善を図るため、農産物の直売や6次産業化のための施設設置等を支援します。

(2) 樹林地等

二村山緑地周辺から勅使池にかけて広がる樹林地及び湿地においては、気軽に貴重な自然資源にふれ合えることでその大切さを学べる場として、引き続き、保全を図るとともに、市民の健康づくりや生活にゆとりを与えるレクリエーション活動の場として活用を図ります。

主な施策・事業

- 現行の法規制等に基づき、樹林地等の保全や維持管理を進めます。
- 都市緑地（二村山緑地）の整備を段階的に進めます。
- 市民参加により、里山体験活動など樹林地等の有効活用に向けた方策を検討します。

(3) 住宅団地

勅使台団地等の市街化調整区域にみられる住宅団地においては、整った都市基盤施設を活かしながら、引き続き、現在の土地利用を維持・改善し良好な居住環境を保全していきます。

主な施策・事業

- 勅使台団地においては、現在定めている地区計画に基づき、良好な居住環境を保全する一方、社会環境等の変化に応じて地区計画の見直しを検討します。

(4)集落地

市街化調整区域に点在する古くからの集落地では、都市基盤施設の改善を図るとともに、市街化調整区域の性格を大きく変えない範囲で、集落地に居住する市民の生活に最低限必要となる生活利便施設について、周辺の環境に配慮しながら、適切な立地を図ることにより、住民の生活利便性の確保及び既存コミュニティの維持を図ります。

主な施策・事業

○集落地では、建物の機能更新にあわせた狭あい道路の解消により生活道路の確保を進めます。

(5)土地利用検討地区

①住居系土地利用検討地区

駅や市役所など拠点の周辺において、公共交通や生活の利便性が高く誰もが暮らしやすい居住空間を創出するため、地権者の合意形成や関係法令等への適合など、整備に向けた条件が整った場合には、貴重な自然環境や防災面等に配慮した上で、多様な居住ニーズに対応した住宅地の形成を図ります。

②産業系土地利用検討地区

豊明 IC や主要幹線道路に近接し、広域的な交通利便性に優れた地区において、働く場づくりを進め、都市の活力を創出するため、地権者の合意形成や関係法令等への適合など、整備に向けた条件が整った場合には、周辺の居住環境や防災面等に配慮した上で、工場や物流施設、研究開発施設や農産物等の直売所をはじめとする地域資源を活かした交流施設などの産業用地の形成を図ります。

主な施策・事業

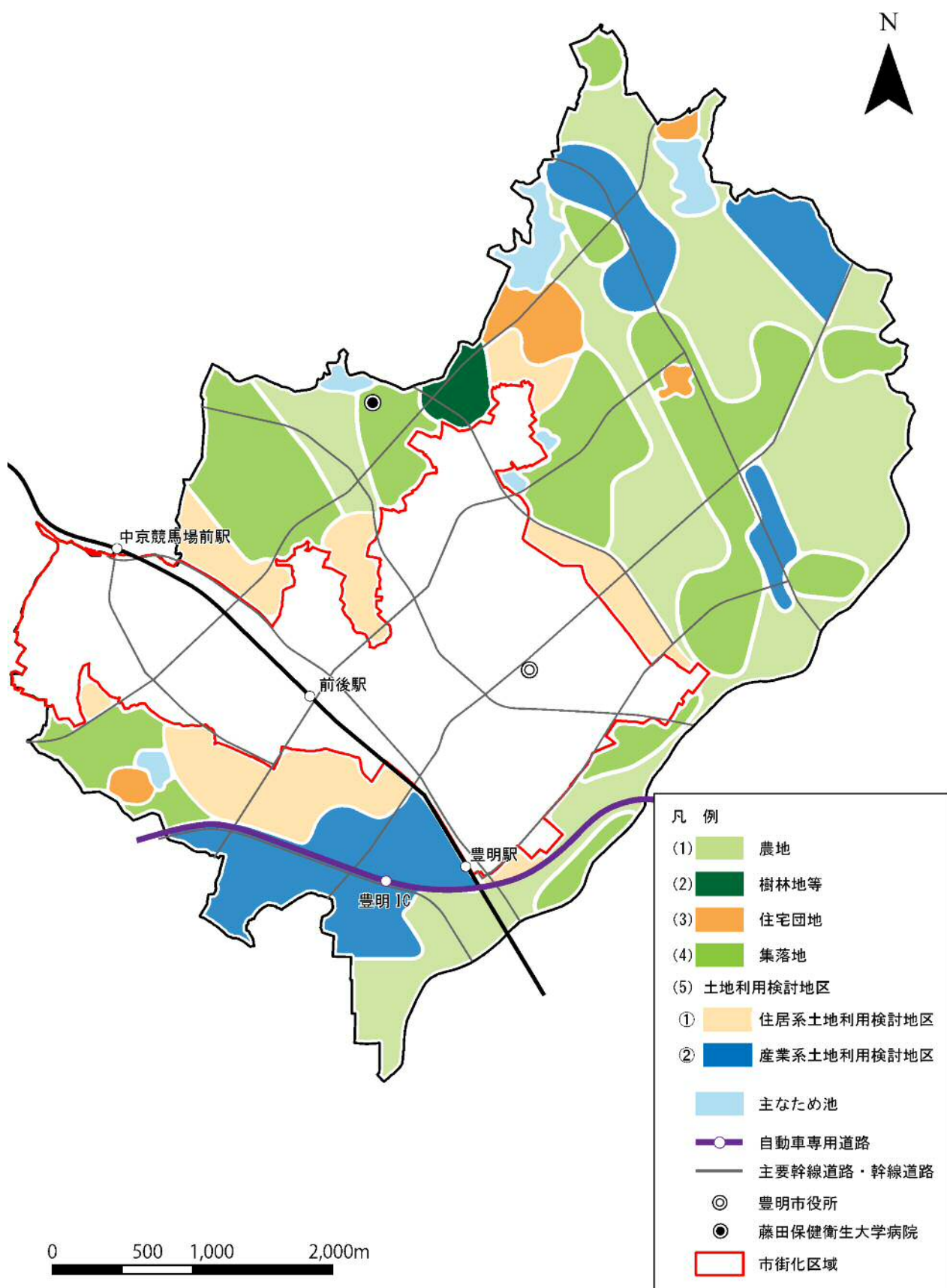
○新たな市街地の形成にあたっては、豊明市総合計画や名古屋都市計画区域マスタープランなどの上位計画との整合が図られ、計画的な市街地整備が行われる地区においては、市街化区域への編入を検討します。

○開発需要が高く、無秩序な開発が早期に進行する懸念がある区域では、良好な市街地形成の促進と公共施設の整備改善を図るため、地区計画制度を活用し、計画的な土地利用の規制・誘導を検討します。

○豊明駅の周辺では、花き市場や農協等と協力して花きや農産物等の直売所の誘致など交流拠点の形成を検討します。

○主要幹線道路の沿道では、道路利用者だけでなく地域住民の生活利便性の確保や地域活性化の拠点となる農産物等の直売所や道の駅等の立地を検討します。

図 土地利用方針図（市街化調整区域）



2 都市施設整備の方針

2-1 道路

(1) 幹線道路

あらゆる自動車交通需要に安全かつ効率的に対応し、安全で安心な暮らしを支え、にぎわいと都市の活力をひき出すため、体系的な幹線道路網の形成を図ります。

特に、市域を越える広域的な交通需要への対応や隣接する市町との連携・交流の促進、各拠点への交通利便性の向上に向け、道路網の整備を進めます。また、災害時における防災・減災機能の強化に向け、避難路及び緊急輸送路としての機能を有する幹線道路の整備を進めます。

こうした幹線道路網の形成にあたっては、基本的には、現在の都市計画道路網の構築を進めるものとします。ただし、長期間未着手となっている路線や区間については、社会情勢の変化や将来交通量等を勘案し、必要に応じて見直しを検討します。

主な施策・事業

- 広域的な交通需要に対応する主要幹線道路として位置づける(都)名四国道線、(都)名豊線、(都)名古屋岡崎線、(都)国道1号東線及び(都)瀬戸大府東海線については、未整備区間の整備と整備済み区間の計画的な維持管理を関係機関に働きかけます。
- 主要幹線道路を補完する幹線道路のうち、未整備区間を有する(都)大根若王子線、(都)平手豊明線及び(都)桜ヶ丘沓掛線の整備を進めます。
- 南北方向の交通を円滑に処理する上で重要な役割を担う(都)大根若王子線を重点整備路線として位置づけ、整備を推進します。
- (都)大根若王子線と(都)平手豊明線の交差部分については、二村山緑地と隣接するため、都市計画道路の見直しを調査・検討します。
- (都)桜ヶ丘沓掛線(内山地区)の整備にあわせ、関係する周辺道路の整備など、渋滞対策について検討します。
- 道路橋梁については、点検・補修を行い、長寿命化を図ります。
- 主要幹線道路の沿道では、道路利用者だけでなく地域住民の生活利便性の確保や地域活性化の拠点となる道の駅等の立地を検討します。

(2) 生活道路

生活道路は、各宅地に接続するサービス道路として、市民の生活に密着した道路であることから、日常的な交通安全上の問題を解消するとともに、狭あい道路や行止り道路の解消等により、災害時における緊急車両の通行や住民の避難を容易にするなど防災機能の強化を図ります。

また、土地区画整理事業が施行された地区等における生活道路については、適切な維持管理を進めます。

主な施策・事業

- 通過交通の多い路線や交通危険性の高い交差点、通学路等では、歩行者の安全で円滑な移動確保のための道路整備や交通安全対策を進めます。
- 幅員が4m未満の狭あい道路については、建物の機能更新にあわせて、道路幅員の確保を進めます。

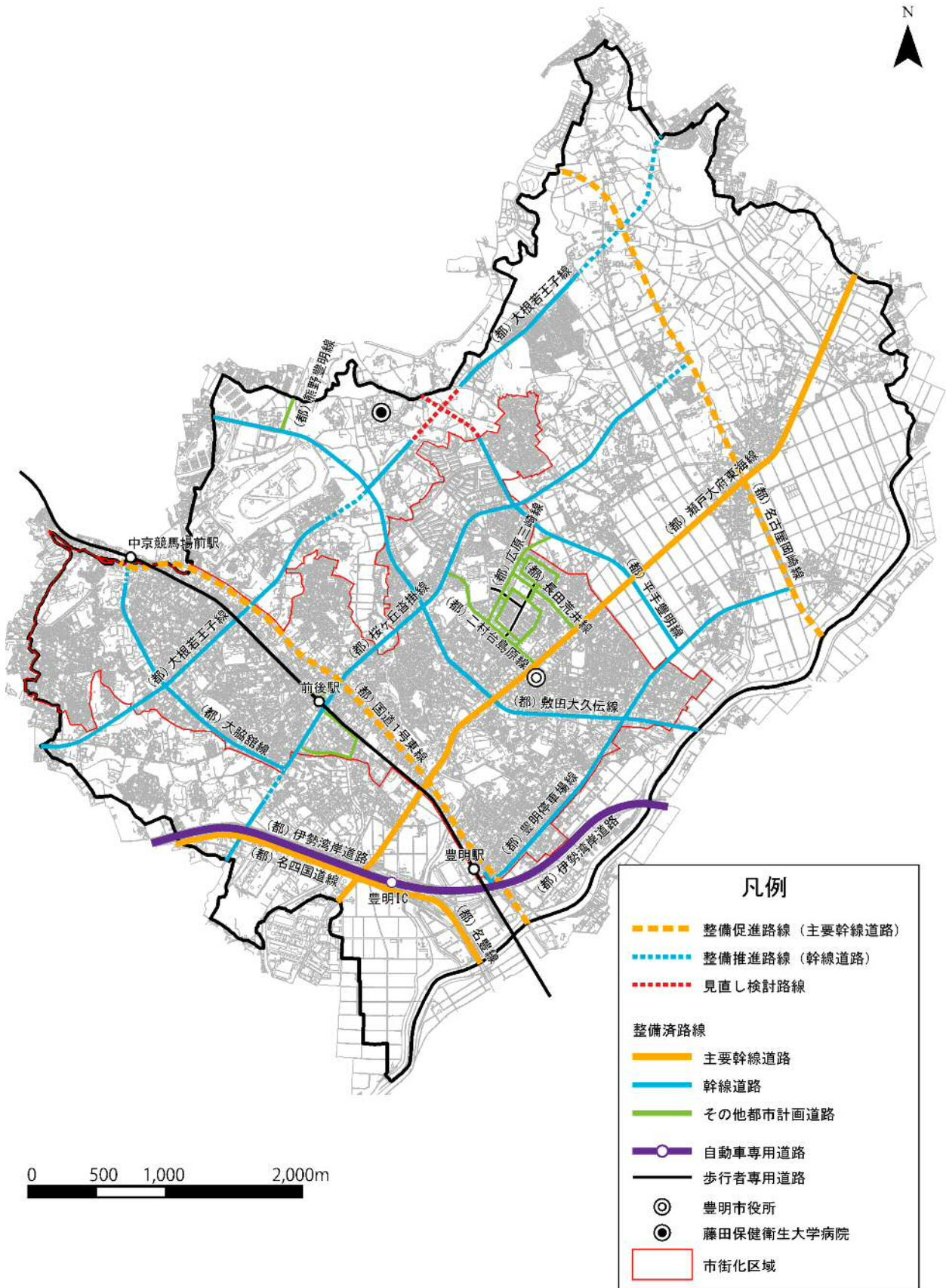
(3) 歩行者・自転車ネットワーク

通勤、通学等の日常生活における徒歩利用の促進のほか、市域全体での歩行者の回遊性を高め、市民の健康と生きがいを支えるとともに、歩いて暮らしやすい生活圏の形成をめざし、誰もが安心して移動できる歩行環境を確保します。また、幹線道路の歩道空間等を活用しながら、各拠点や公園、緑地、歴史文化資源を結ぶネットワークの形成を図ります。なお、歩行者及び自転車利用者の安全性・快適性に配慮が必要な区間等については、歩行空間の整備に加え、自転車が円滑に通行できる走行空間（通行帯・レーン）の確保を検討します。

主な施策・事業

- 幹線道路の整備を進め、歩道の連続性を確保するとともに、街路樹等により歩行者の通行に支障が生じている路線については、植え替えや撤去等を行い、円滑な通行を確保します。
- 歩行者と自転車双方の安全性の確保に向け、自転車通行帯の確保を検討します。
- バリアフリー化をはじめユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備、交通安全施設の整備、分かりやすい案内標識の設置等を進めます。
- 快適な歩行空間の確保に向け、道路の残地や広場等を活用し、緑化や花壇等の配置を検討します。

図 都市計画道路の整備方針図



2-2 公共交通体系

公共交通軸として重要な役割を担う鉄道については、駅周辺での都市機能集積とあわせ、乗り継ぎ利便性の向上など交通結節機能の強化・充実を図ることで、鉄道利用を促進して、現在のサービス水準の維持・強化を図ります。

鉄道と一体となって公共交通を担う路線バスや市内を巡回しているひまわりバスについては、鉄道との連携を強化するとともに、各バス路線の性格を踏まえた機能・役割分担を明確にします。また、多様な交通需要に対応した適切なサービスの提供や路線網の見直し等により、各拠点と市内各地、周辺都市に立地する大型商業施設等をつなぐ路線の構築を検討し、利用者ニーズにきめ細かく対応した使い勝手の良い生活交通ネットワークの形成を図ります。

(1) 鉄道

公共交通軸として重要な役割を担う名鉄名古屋本線については、鉄道事業者や関係機関に対し、利用促進やサービス水準の維持・強化を働きかけます。

また、前後駅では、市民の交通利便性を一層高め、都市拠点にふさわしい都市機能の集積を高めるため、鉄道とバス、自動車、自転車等の相互の乗り継ぎ利便性を高める交通結節機能の強化を図ります。

主な施策・事業

- 「地域公共交通網形成計画」の策定により、鉄道、路線バス、ひまわりバス及びタクシー等による利便性の高い公共交通ネットワークづくりを進めます。
- 定期的なイベントとの連携や利用啓発活動等により、公共交通の利用促進を図ります。
- 前後駅周辺における駐輪施設の充足状況を調査し、需要に応じて必要となる駐輪施設の設置を検討します。
- パーク・アンド・ライド機能を確保するため、市営駐車場の適切な維持管理を行います。

(2)バス等

各拠点での機能集積や、車を運転できない高齢者等の日常生活における利便性の確保、自家用車に過度に頼らず暮らしやすい生活圏の形成等に向け、民間事業者による既存の路線バスの維持を働きかけます。

ひまわりバスについては、今後一層の利用促進を図りながら引き続き運行を継続するとともに路線単位での評価・検証を行い、市民の利便性を向上させるようにルートやダイヤ等の見直しを行います。

また、既存のバス路線では対応できない需要に対しては、利用者ニーズや地域の実情等にあった新たな交通手段の導入について、地域の協力を得ながら検討します。

主な施策・事業

- 「地域公共交通網形成計画」の策定により、鉄道、路線バス、ひまわりバス及びタクシー等による利便性の高い公共交通ネットワークづくりを進めます。【再掲】
 - 定期的なイベントとの連携や利用啓発活動等により、公共交通の利用促進を図ります。【再掲】
 - ひまわりバス等の周辺自治体との連携や相互乗り入れ等を検討します。
 - 交通の不便な地域において、地域の実情に応じた地域主体の新たな交通手段を導入します。
-

2-3 公園・緑地

(1)公園

本市の都市公園については、多くが整備済みであり、市街地の大半が都市公園の誘致圏に含まれる一方、その配置には偏りがみられ、市域南部の既成市街地では、都市公園が不足する地区もみられます。こうした地区を中心に、都市公園が有する機能や役割を踏まえ、ちびっこ広場や児童遊園地、グラウンド等関連施設の整備状況や標準的な誘致距離等を勘案して、都市公園のほか、子どもたちの遊び場や地域住民の交流の場の確保を図ります。

また、都市公園等における既存の施設や遊具については、日常的な機能が十分に発揮できるよう、予防保全の視点から、適切な維持管理を進めます。

主な施策・事業

- 土地区画整理事業に関連して新たな都市公園を整備します。
- 民間事業による宅地開発が行われる場合には、新たな公園や広場の整備を誘導します。
- 都市公園やちびっこ広場、児童遊園地、グラウンド、ふれあい広場等の整備状況を総合的に把握し、それぞれの施設の有効活用を進めます。
- 地域住民が参加したワークショップ等を通じ、多様な世代が利用しやすい公園施設として再整備を進めます。
- 経年劣化・老朽化した既存公園施設・遊具を対象に、社会情勢（高齢化・防災等）を考慮した施設等への更新を進めます。
- 大原公園の供用区域の拡張を進めます。
- 勅使池周辺に設けられた遊歩道等の維持・利用増進を図ります。
- 公園施設長寿命化計画に基づき、施設の老朽化に対する事故の未然防止及び整備費用の平準化といった予防保全の視点から、適切な維持管理等を進めます。

※子どもたちの遊び場や地域住民の交流の場となる広場等の立地状況について、巻末の参考資料に示します。

(2)緑地・緑化

豊富な自然環境の残る二村山緑地の保全と活用を図ります。

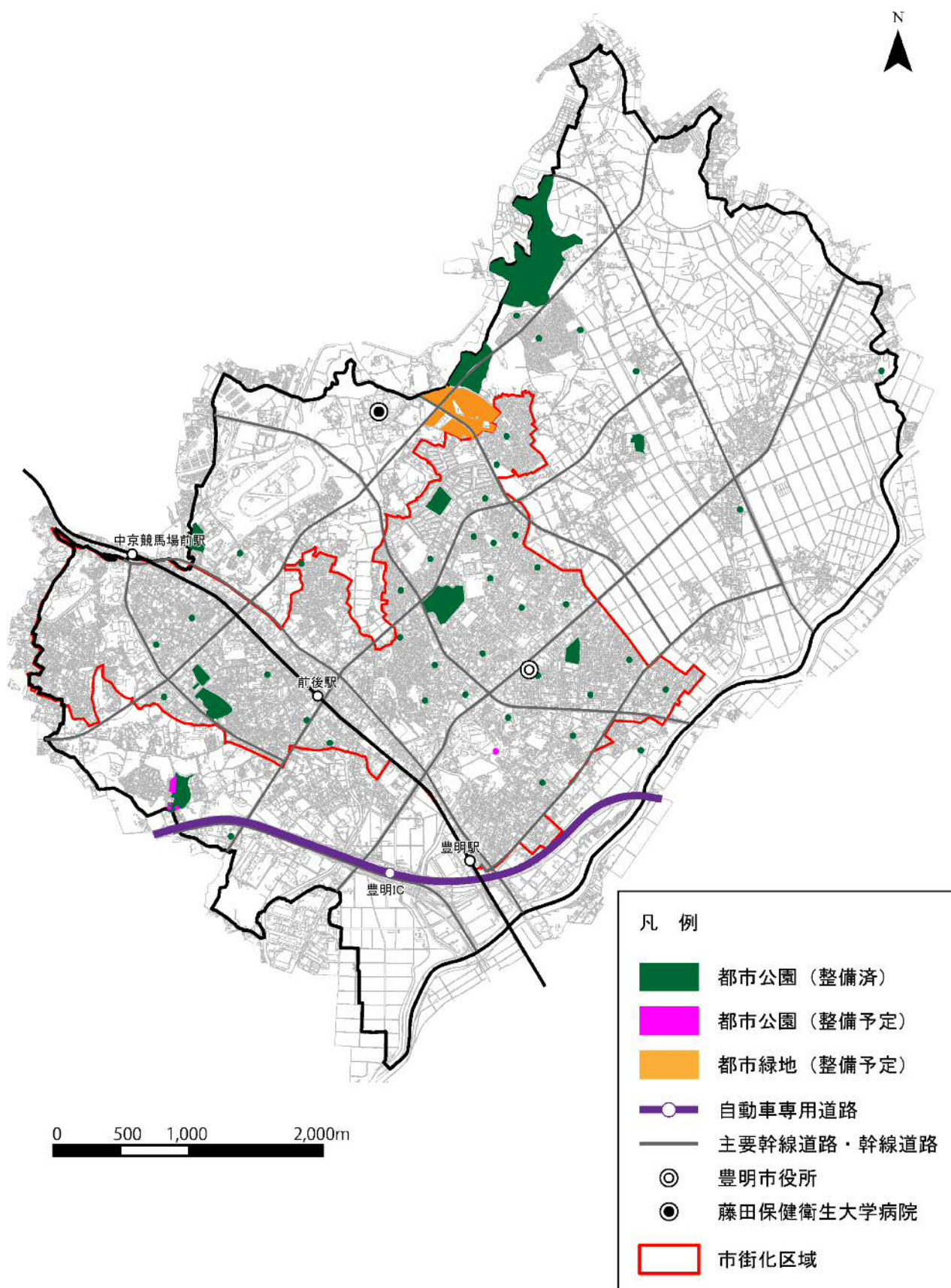
市街地内における緑地空間は、市民生活にゆとりや潤いを与えるとともに、災害時における延焼防止等の重要な役割を担うことから、敷地内の植栽や生け垣等の緑化を促進します。また、規模の大きい宅地開発にあたっては、十分な緑化を誘導します。

また、市内に点在する大小様々なため池や歴史文化資源と一体となった樹林地等については、地権者等関係者の理解と協力を得ながら、市民が気軽に自然に親しむことができる身近な緑地空間として整備を進めます。

主な施策・事業

- 都市緑地(二村山緑地)の整備を段階的に進めます。【再掲】
 - (都)大根若王子線と(都)平手豊明線の見直し検討とあわせて、二村山緑地の区域の見直しを検討します。
 - 各種補助事業を活用し、市民とともに市内の緑化を進めます。
 - 地権者の協力のもと、市民緑地(仙人塚市民緑地、西大根市民緑地)の指定を継続します。
 - 生産緑地については、原則として、指定を継続しつつ適正な維持管理を所有者に働きかけます。
-

図 都市公園・都市緑地の整備方針図



2-4 河川・ため池

河川や水路については、治水対策のために順次整備を進めてきましたが、気象状況の変化や上位計画の策定に合わせて、引き続き総合的な治水対策を推進します。

また、市内に残る大小様々なため池は防災対策池としての役割を担うほか、周辺の緑地空間等と一体となって、市民が身近に自然とふれあえる貴重な水辺空間にもなっていることから、権利者等関係者の理解と協力を得ながら、適切な維持管理を進めます。

主な施策・事業

- 二級河川境川・猿渡川河川整備計画(愛知県)及び境川・猿渡川流域水害対策計画(愛知県と豊明市を含む流域市町)と整合を図るため、豊明市総合治水対策基本計画の改定を行うとともに、計画に沿った治水対策を進めます。
- 浚渫等を適宜実施し、適切な河床高を確保します。
- ため池の堤防決壊による水害を防止するため、耐震化を進めます。

2-5 下水道

本市の市街化区域では、境川流域関連の公共下水道(污水)の整備が完了しています。今後は、市街化調整区域で、新たな市街地形成を図る地区、集中浄化槽や農業集落排水施設の供用区域において、公共下水道整備を進めます。また、負担の公平性と費用対効果を踏まえ、公共下水道と浄化槽との役割分担を図りつつ、市内全域において、清潔で快適な生活環境を確保します。

一方、公共下水道(雨水)については、総合治水の観点から、河川との役割分担を図りつつ、雨水幹線としての治水対策を進めます。

また、既存の下水道施設については、経年劣化・老朽化の進む施設の適切な維持管理を進めます。

主な施策・事業

- 計画的な市街地整備とあわせ、新たな公共下水道整備を進めます。
- 農業集落排水施設の流域関連公共下水道への統合を進めます。
- 特定都市下水道計画に基づき雨水貯留施設及びバイパス管の整備を進めます。
- 40年以上が経過した二村台地区においては、予防保全の視点から、污水管渠の調査に基づき長寿命化対策を進めます。
- 流域下水道に接続する幹線管渠の耐震診断及び耐震補強工事を進めます。

3 市街地整備の方針

3-1 拠点整備

駅・市役所を核とし、周囲に一定の都市機能が集積する地区において、商業・医療・福祉施設など日常的な生活利便施設等の立地誘導をさらに進めるとともに、若年・子育て世代の市外への転出抑制や、市外からの転入促進のため、拠点からの徒歩圏（概ね1km）において新たな市街地の形成を進めることによって居住機能の集積を図ります。

さらに、鉄道やバス等の公共交通による拠点間や各拠点から市内外への交通利便性を高めることにより、活発な人の流れを生み出し、交流を促進します。

(1) 都市拠点（前後駅周辺）

前後駅周辺においては、商業・医療・福祉施設のほか、教育・文化施設等と連携した生活利便性が高く、高密度な市街地の形成を図ることにより、本市の玄関口にふさわしい活力と魅力を創出します。このような拠点の形成に向け、民間活力を活かした多様かつ柔軟な市街地開発事業等により駅周辺の土地の有効活用をめざします。

主な施策・事業

- 前後駅周辺では、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業などの整備手法と実現に向けた課題等の検討を行います。
- 用途地域や容積率等の見直しを検討します。
- 「地域公共交通網形成計画」の策定により、鉄道、路線バス、ひまわりバス及びタクシー等による利便性の高い公共交通ネットワークづくりを進めます。【再掲】
- 定期的なイベントとの連携や利用啓発活動等により、公共交通の利用促進を図ります。【再掲】

(2) 都市拠点（豊明市役所周辺）

豊明市役所周辺においては、交流によるにぎわいの創出を図るとともに、既存施設の複合化・多機能化を進め、商業・医療・福祉等の多様な都市機能の集積を高めることによって、市民の暮らしやすさに寄与する都市拠点の形成を図ります。

主な施策・事業

- 商業系用途地域（近隣商業地域）に見合った都市機能の立地を促し、日常的な生活が充足できる身近な生活圏の形成を図ります。
- 豊明市役所周辺に立地する既存の公共施設について、複合化・多機能化などを進め、市民の暮らしやすさの向上につながる都市機能の集積を図ります。
- 空き店舗の活用に向けた取組みを支援します。【再掲】
- 「地域公共交通網形成計画」の策定により、鉄道、路線バス、ひまわりバス及びタクシー等による利便性の高い公共交通ネットワークづくりを進めます。【再掲】
- 定期的なイベントとの連携や利用啓発活動等により、公共交通の利用促進を図ります。【再掲】

(3)その他の拠点

豊明駅周辺、中京競馬場前駅周辺及び藤田保健衛生大学病院周辺においては、道路や公園等必要となる都市基盤施設の整備・改善を進め、各拠点の特性に応じた様々な交流が育まれる拠点の形成を図ります。

主な施策・事業

- 豊明駅周辺では、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業などの整備手法と実現に向けた課題等の検討を行います。
- 豊明駅南北連絡橋の改修(老朽化した通路や屋根の改修)を進めます。
- 豊明駅の周辺では、花き市場や農協等と協力して花きや農産物等の直売所の誘致など交流拠点の形成を検討します。【再掲】
- 継続して古戦場まつりを開催するとともに、桶狭間の戦い進軍ルートなどを活用した観光ルートの設定とその周知を図ります。
- 歴史的な趣が感じられる道標の設置等、観光ルートの整備を進めます。
- 南北方向の交通を円滑に処理する上で重要な役割を担う(都)大根若王子線を重点整備路線として位置づけ、整備を推進します。【再掲】
- 産学官連携による健康まちづくりを先導的に実践するための場づくりを進めます。
- 地区計画制度の活用により道路・公園等の都市基盤施設の確保を進めます。
- 「地域公共交通網形成計画」の策定により、鉄道、路線バス、ひまわりバス及びタクシー等による利便性の高い公共交通ネットワークづくりを進めます。【再掲】
- 定期的なイベントとの連携や利用啓発活動等により、公共交通の利用促進を図ります。【再掲】

3-2 既成市街地整備

土地区画整理事業により都市基盤施設の整備が完了している地区では、既存施設の適切な維持管理を進めます。

阿野町や栄町南館など都市基盤施設が未整備な地区においては、狭あい道路や行止り道路の解消、民間開発等にあわせた公園整備の促進等により、地域の特性にあった良好な市街地の形成を図ります。また、大規模な災害に対し、被害をできるかぎり抑えけるとともに迅速な復興が可能となる安全な市街地のあり方を検討します。

市街化区域内に残る低未利用地については、土地区画整理事業や適切な民間開発による宅地化を促進し、有効利用を図ります。また、公共施設の適正配置を進めるとともに、公共施設跡地を含む公的不動産の有効活用を図ります。

一方、全国的に空家の増加が問題となっており、本市においても同様の課題が顕在化しつつあります。そのため、既成市街地を中心に市内全域において、空家の実態把握や対応策の検討を行い、総合的な空家対策を推進します。

さらに、高齢化の進行に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、身近な生活圏において高齢者の生活を支える場づくりを進めます。

主な施策・事業

- 建物の機能更新にあわせた狭あい道路の解消や地区計画制度の活用による道路・公園等の都市基盤施設の整備を進めます。
- 大規模な災害が発生した場合に迅速に復興できるよう、事前復興まちづくり計画※の策定を検討します。
- 市内全域における空家の分布状況把握とそれに基づく空家等対策計画を策定します。
- 特定空家等の除却や活用に向けた補助制度を検討します。
- 日常的な生活が充足できる身近な生活圏の形成に向け、既存の店舗等の維持・利用増進に加え、コミュニティ活動の拠点づくりや地域の集会所等の活用、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える地域包括支援センターや地域医療連携センターの整備等を進めます。【再掲】

※事前復興まちづくり計画：被災前から大規模災害の発生を想定した上で、まちづくりについて地域住民の方々と協働で検討を行う計画で、ひいては、被災後の震災復興計画のたたき台（素案）につながる計画

4 都市防災の方針

4-1 水害・土砂災害対策

市城南東部の境川沿いは、大雨により境川が氾濫した場合、浸水する懸念がある地域となっています。大雨による浸水被害や都市化に伴う内水氾濫被害の発生及び拡大を防止するため、下水道機能の強化にあわせ、県や関係機関と連携しながら、引き続き総合的な治水対策を進め、雨水の流出抑制を図ります。

また、市内の土砂災害警戒区域等について、警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を関係機関に働きかけます。

主な施策・事業

- 二級河川境川・猿渡川河川整備計画(愛知県)及び境川・猿渡川流域水害対策計画(愛知県と豊明市を含む流域市町)と整合を図るため、豊明市総合治水対策基本計画の改定を行うとともに、計画に沿った治水対策を進めます。【再掲】
- 浸水地区の排水路断面の拡大を推進し、流下能力の改善を進めます。
- 特定都市下水道計画に基づき雨水貯留施設及びバイパス管の整備を進めます。【再掲】
- ため池等を活用した総合的な雨水の流出抑制対策を進めます。
- 災害に関する情報を迅速に伝達するため、防災行政無線の更新を進めます。
- 各地域で自主的な防災活動を進めるため、防災活動の技術を習得したリーダーの養成を進めるとともに、地域の自主防災活動への支援を行います。
- 避難情報を「豊明市メール配信サービスすぐメール」により配信し、情報の共有化をして適切な避難行動を促します。

4-2 地震・火災対策

市城南部の既成市街地では、老朽建物割合が高く、かつ、狭あい道路の多い地域がみられ、こうした建物が密集する地域では、震災時に建物倒壊により避難が困難になることや火災の延焼が懸念されます。また、空家の増加に伴い、災害の被害の拡大や居住環境への影響が懸念されます。

南海トラフ巨大地震等に対する防災・減災を図るため、建物の不燃化の促進、避難路や避難場所の確保、都市施設や市街地の防災機能の強化等を行うことにより、災害に強い都市構造の形成を図るとともに、市民の自主防災活動への支援や防災に関する啓発活動を進めます。

主な施策・事業

- 建物の機能更新にあわせた狭あい道路の解消や地区計画制度の活用による道路・公園等の都市基盤施設の確保を進めます。【再掲】
- 大規模な災害が発生した場合に迅速に復興できるよう、事前復興まちづくり計画※の策定を検討します。【再掲】
- 市内全域における空家の分布状況把握とそれに基づく空家等対策計画を策定します。【再掲】
- 特定空家等の除却や活用に向けた補助制度を検討します。【再掲】
- 昭和 56 年の建築基準法改正前に建築された木造住宅等の民間所有建築物の耐震化を進めるため、補助事業を活用し、耐震診断、耐震改修を進めるとともに、補助事業についての啓発活動を行います。
- 各地域で自主的な防災活動を進めるため、防災活動の技術を習得したリーダーの養成を進めるとともに、地域の自主防災活動への支援を行います。【再掲】
- 災害時に市民が的確に判断し、行動できるよう、災害についての正しい知識や防災行動等について啓発活動を行います。
- 災害に関する情報を迅速に伝達するため、防災行政無線の更新を進めます。【再掲】
- 地震、火災情報を「豊明市メール配信サービスすぐメール」により配信し、情報の共有化をして防災・減災対策を進めます。
- 避難の際に支援が必要な避難行動要支援者の把握や支援者の育成のための防災訓練等、災害時の避難行動要支援者対策を図ります。

※事前復興まちづくり計画：被災前から大規模災害の発生を想定した上で、まちづくりについて地域住民の方々と協働で検討を行う計画で、ひいては、被災後の震災復興計画のたたき台（素案）につながる計画

4-3 防犯

通勤、通学時等、日常生活における犯罪のない安全なまちづくりを進めるため、防犯パトロールや地域安全ステーションの設置など地域コミュニティが中心となった防犯体制を強化するとともに、防犯設備等の設置を進め、犯罪の抑止力の強化を図ります。

主な施策・事業

- 自主防犯ボランティアによる青色防犯パトロールの活動を支援します。
- 犯罪の防止や交通安全対策を地域住民と連携して行い、防犯及び交通安全意識の向上を図るための地域安全ステーションの設置を進めます。
- 防犯カメラや防犯灯の設置を支援するなど、安全で明るいまちづくりを推進します。
- 不審者情報や犯罪情報を「豊明市メール配信サービスすぐメール」により配信し、情報の共有化をして防犯対策を進めます。

5 環境保全・景観形成の方針

5-1 自然環境の保全

市内には二村山緑地周辺に広がる緑地のほか、市内に点在している勅使池、濁池、若王子池をはじめとした、ため池とその周辺には、豊かな自然環境が残っています。

これらの既存の資源を活かしながら質の高い居住環境の形成を図るとともに、貴重な自然環境や天然記念物の保全を図ります。また、市内に残る里山や田畑の広がる風景の保全を検討します。

主な施策・事業

- 現行の法規制等に基づき、自然環境の保全や適切な維持管理を進めます。
- 大狭間湿地については、文化財としての保護を進めます。
- 貴重な水辺空間として、ため池の保全・活用に向けた検討を行います。
- 愛知県指定天然記念物「豊明のナガバノイシモチソウ」の保全を図るとともに、一般公開を行うこと等により周知を図ります。

5-2 景観形成

(1) 歴史文化資源の活用

本市には、国指定史跡の桶狭間古戦場伝説地や沓掛城址をはじめ、多くの歴史文化資源が点在しています。これら貴重な歴史文化資源は都市の魅力となることから、これらの歴史文化資源の保護及び継承に努めます。

また、来訪者を呼び込むため、歴史文化資源を活用した観光ルートや史跡周辺の整備、多様な媒体による情報発信などを進めるとともに、市内での交通利便性の向上を図ります。

主な施策・事業

- 継続して古戦場まつりを開催するとともに、桶狭間の戦い進軍ルートなどを活用した観光ルートの設定とその周知を図ります。【再掲】
- 歴史的な趣が感じられる道標の設置等、観光ルートの整備を進めます。【再掲】
- 戦人塚をより市民にとって身近な史跡とするため、戦人塚の石碑周辺の保全を進めます。
- 定期的なイベントとの連携や利用啓発活動等により、公共交通の利用促進を図ります。【再掲】

(2)都市景観の形成

本市ならではの景観的特性を活かした良好な景観形成を図ります。

また、本市は愛知豊明花き地方卸売市場を有しており、全国から多彩な花や植物が集まることから、花のまちづくりを進めます。

なお、景観形成は、地域住民の理解と協力が必要不可欠であることから、市民と行政の協働による取組みを進めるとともに、景観に対する市民意識を高めていきます。

主な施策・事業

- 新たな市街地の整備にあたっては、地域住民とともに、良好な住宅地の景観形成に向けた地区計画制度等の活用について検討します。
- 地権者の協力のもと、市民緑地（仙人塚市民緑地、西大根市民緑地）の指定を継続します。【再掲】
- バリアフリー化をはじめユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備、交通安全施設の整備、分かりやすい案内標識の設置等を進めます。【再掲】
- 快適な歩行空間の確保に向け、道路の残地や広場等を活用し、緑化や花壇等の配置を検討します。【再掲】
- 道路や公共空間への植栽を行うフラワーボランティア等の花のまちづくりに関する団体への助成やアダプトプログラムにより、市民の花による景観づくりの意識を醸成し、花のまちづくりを進めます。

